

厚生労働大臣が定める掲示事項等について

1、当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2、当院は、以下の各種指定を受けた医療機関です。

労災保険指定病院、生活保護法指定病院、結核予防法指定病院、特定疾患治療研究事業委託契約病院、小児慢性特定疾患研究事業委託契約病院、原子爆弾被爆者一般疾病指定病院 指定自立支援医療機関（精神通院医療）

3、当院は、基本診療料・特掲診療の施設基準に適合している保険医療機関として、東北厚生局長に届け出ています。

回復期リハビリテーション病棟入院料 1 患者サポート体制充実加算

医療安全対策加算 2 医療安全対策地域連携加算 2

感染対策向上加算 2 サーベイランス強化加算 連携強化加算

認知症ケア加算 3 データ提出加算 1 口腔管理連携加算 診療録管理体制加算 2

ニコチン依存症管理料 コンタクトレンズ検査料 1 遠隔画像診断

CT撮影及びMRI撮影 酸素の購入価格 相談支援加算

脳血管疾患等リハビリテーション料（I）（早期リハビリテーション加算）

運動器リハビリテーション料（I）（早期リハビリテーション加算）

入院時食事療養（I）及び入院時生活療養（I）電子的診療情報連携体制整備加算

検査・画像情報提供加算 電子的診療情報評価料

外来・在宅ベースアップ評価料（I） 入院ベースアップ評価料

4、当院は、入院時食事療養の基準に適合している保険医療機関として、東北厚生局長に届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食においては午後6時以降）、適温で提供しています。

5、看護に関する事項は以下のとおりです。

2026年5月1日現在

当病棟では、1日平均して16人以上の看護職員（看護師及び准看護師）、6人以上の看護補助者が勤務しています。時間帯毎の配置は次のとおりです。

・朝8時30分～夕方5時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は、平均して5人以内です。看護補助者1人当たりの受け持ち数は平均して10人以内です。

・夕方5時～朝8時30分まで、看護職員、看護補助者1人当たりの受け持ち数は平均して15人以内です。

6、敷地内全面禁煙について

当院では、屋内外を問わず病院敷地内全面禁煙となっておりますのでご理解とご協力をお願いいたします。なお、禁煙サポートのため、禁煙外来を設置しております。